

第1 監査の種類等

1 監査の種類

財務監査及び行政監査

2 監査の趣旨

本監査は、各局室区における事務の執行に関し、これらに共通する問題を考察することを目的に、特定のテーマについて、全市横断的な視点から監査を実施した。

3 監査のテーマ

「企画競争による契約について」

地方自治法等によると、地方公共団体が締結する契約は原則として一般競争入札によることとされているが、契約の性質又は目的が競争入札に適しない場合は随意契約を締結することができる^(注1)とされており、そのひとつとして、企画競争^(注1)によって契約の相手方を選定する場合は挙げられる。企画競争は、事業者の技術力や知識等の価格以外の要素を基に契約の相手方を選定することから、その手続には透明性、公正性及び客観性が求められる。

そこで、平成24年 7月に策定された「名古屋市企画競争実施ガイドライン（令和 3年 3月改定）」（以下「ガイドライン」という。）^(注2)に基づき企画競争に適した業務内容となっているかなど、企画競争の実施状況について、全局室区を対象として現状を調査することを目的として、本テーマを選定した。

（注 1）企画競争

事業者の能力や提案を評価し、最も優れた者を契約の相手方となる候補者として選定する方式で、プロポーザル方式とコンペ方式がある。

- ・プロポーザル方式・・・事業者の能力に主眼をおき、企画・提案能力のある者を選ぶ方式
- ・コンペ方式・・・提案内容に主眼をおき、優秀な提案をした者を選ぶ方式

（注 2）名古屋市企画競争実施ガイドライン

ガイドラインは、令和 4年 9月に改正後、令和 4年10月に施行されており、令和 5年 4月以後に公告等が行われる契約に係る事務等の手続には、改正後のガイドラインが適用されることとなっている。

第2 監査の対象

全局室区を対象に、以下1及び2の条件に該当する契約について調査を行った。

- 1 契約の履行始期が令和2年度又は令和3年度である契約
- 2 企画競争により契約の相手方を決定している契約

ただし、令和2年度末に廃止された病院局については、調査対象から除外した。

第3 監査の着眼点

- 1 企画競争に適した業務内容となっているか
- 2 企画競争実施に係る事業者の募集等は適切に行われているか
- 3 契約候補者選定の手続や契約事務は適正に行われているか

第4 監査の実施内容

1 実施時期

令和4年7月15日から令和5年3月16日まで

2 実施方法

今回の監査は、名古屋市監査委員監査基準に基づき、前記第2の対象の契約について、件数、契約金額、企画競争の区分及び提案者数の状況等を全庁的に調査するとともに、次表のとおり抽出して関係書類の提出を求め、業務内容、募集状況、評価の実施状況及び契約事務の執行状況等を調査し、書類等突合、質問及び分析的手続により監査を実施した。

区分	件数			契約金額		
	監査対象	抽出	抽出率	監査対象	抽出	抽出率
	件	件	%	百万円	百万円	%
令和2年度	220	38	17.3	13,044	4,898	37.6
令和3年度	293	37	12.6	19,914	2,731	13.7

(注) 表中では単位未満の端数を切り捨て、比率は実数により計算し計数ごとに小数点以下第2位を四捨五入した。したがって、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

第5 監査結果

上記のとおり監査した限りにおいて、全体の状況及び抽出調査の結果は以下のとおりであった。また、一部に指摘すべき事項が見受けられた。

1 全体の状況

(1) 各局室区における企画競争による契約状況

本市全体の企画競争による契約状況の内訳を局室区別に示すと、表 1のとおりであった。

表 1 各局室区における企画競争による契約状況

区分	令和 2年度		令和 3年度	
	件数	契約金額	件数	契約金額
	件	千円	件	千円
市長室	8	101, 894	8	103, 849
総務局	20	69, 355	16	32, 333
財政局	3	150, 190	2	368, 831
スポーツ市民局	9	587, 547	10	88, 142
経済局	26	436, 007	26	2, 021, 719
観光文化交流局	20	520, 630	18	1, 951, 279
環境局	2	10, 244	3	19, 483
健康福祉局	13	1, 296, 968	26	2, 046, 701
子ども青少年局	39	1, 583, 706	92	7, 248, 509
住宅都市局	12	156, 555	9	89, 095
緑政土木局	1	31, 900	5	86, 556
上下水道局	2	32, 975	2	111, 597
交通局	9	938, 038	11	51, 062
東区役所	—	—	1	30
西区役所	2	3, 439	—	—
中村区役所	3	52, 769	2	52, 521
昭和区役所	—	—	1	1, 782
熱田区役所	1	4, 802	1	3, 973
港区役所	2	15, 346	1	6, 468
守山区役所	1	2, 248	1	4, 994
選挙管理委員会事務局	1	13, 508	4	60, 611
監査事務局	2	16, 999	1	6, 025
教育委員会	44	7, 019, 007	53	5, 559, 390
計	220	13, 044, 136	293	19, 914, 960

(2) 企画競争の種類による区分

企画競争の種類による区分については、表 2のとおりであった。

表 2 企画競争の種類による区分

区分	令和 2年度		令和 3年度	
	件数	構成比	件数	構成比
	件	%	件	%
プロポーザル方式	205	93.2	270	92.2
コンペ方式	15	6.8	23	7.8
計	220	100	293	100

(3) 提案者数の状況

提案者数の状況については、表 3のとおりであった。

表 3 提案者数の状況

区分	令和 2年度		令和 3年度	
	件数	構成比	件数	構成比
	件	%	件	%
1者	84	38.2	117	39.9
2者	49	22.3	56	19.1
3者	31	14.1	40	13.7
4者	13	5.9	27	9.2
5者	15	6.8	19	6.5
6者	12	5.5	17	5.8
7者	10	4.5	6	2.0
8者	4	1.8	6	2.0
9者	1	0.5	1	0.3
10者以上	1	0.5	4	1.4
計	220	100	293	100

提案者数が 1者の契約が約40%を占めており、これらについては競争性が十分に働いていない状況と考えられる。

2 抽出調査

企画競争に係る契約事務の執行状況等を調査するため、令和 2年度及び令和 3年度の企画競争による契約について、75件を抽出して、関係書類の調査を実施した。

(1) 抽出した契約の提案者数及び契約金額

抽出した契約について、提案者数及び契約金額の区分を示すと、表 4のとおりであった。

表 4 抽出した契約の提案者数及び契約金額

提案者数	契約金額	令和 2年度		令和 3年度	
		件数	構成比	件数	構成比
1者	1,000万円未満	8	21.1	9	24.3
	1,000万円以上	15	39.5	15	40.5
小計		23	60.5	24	64.9
2者以上	1,000万円未満	5	13.2	5	13.5
	1,000万円以上	10	26.3	8	21.6
小計		15	39.5	13	35.1
計		38	100	37	100

(2) 企画競争の実施方法による区分

企画競争の実施方法による区分については、表 5のとおりであった。

表 5 企画競争の実施方法による区分

区分	令和 2年度		令和 3年度	
	件数	構成比	件数	構成比
公募型	38 件	100 %	37 件	100 %
指名型	—	—	—	—
計	38	100	37	100

抽出した全ての契約が、広く提案を求める公募型として実施されており、競争性の確保に努めていると考えられる。

(3) 公告日から提案書提出期限日までの期間

公告日から提案書提出期限日までの期間^(注)については、表 6のとおりであった。

(注) 公告日から提案書提出期限日までの期間

名古屋市企画競争実施ガイドライン運用手引によると、実施の公表は、企画提案書等の提出期限の日の前日から起算して20日（名古屋市の休日定める条例第 2条第 1項に定める本市の休日（以下「休日」という。）を含まない。）前までにすることとされている。ただし、提案者の準備に支障がないと認められる場合は、その期間を10日（休日を含まない。）までに短縮することができるとされている。

表 6 公告日から提案書提出期限日までの期間

区分	令和 2年度		令和 3年度	
	件数	構成比	件数	構成比
0日～ 9日	— 件	— %	— 件	— %
10日～19日	11	28.9	7	18.9
20日～29日	22	57.9	27	73.0
30日～39日	5	13.2	3	8.1
計	38	100	37	100

大半が20日以上の日数を確保していた。一方で、日数が10日～19日の契約が18件あった。これらについて日数を短縮した理由を確認したところ、主なものは以下のとおりであった。

ア 事業の速やかな着手が必要であり、事業者へのヒアリング等を踏まえ、応募への支障は少ないと判断したため。

イ 例年公募している事業であることから、事業者の応募への支障は少ないと判断したため。

ウ 提案書作成に多大な労力を要するものではないことから、事業者の応募への支障は少ないと判断したため。

しかし、公募型による企画競争は提案者を広く募ることを目的としているため、競争性の確保という観点からは、日数をより多く確保することが望ましい。

(4) 評価委員の事前公表の有無

評価委員の氏名等の事前公表の有無については、表 7のとおりであった。

表 7 評価委員の事前公表の有無

区分	令和 2年度		令和 3年度	
	件数	構成比	件数	構成比
	件	%	件	%
事前公表 有	11	28.9	14	37.8
事前公表 無	27	71.1	23	62.2
計	38	100	37	100

事前公表を行っている契約が一定数見受けられた。評価委員の氏名等の事前公表は、提案者が評価委員に不正な働きかけを行うおそれがあることから、避けることが望ましいと考えられる。

なお、令和 5年 4月以後に公告等が行われる契約に係る事務等の手続に適用される改正後のガイドラインにおいては、原則として評価委員の氏名等を非公表とするものとしている。

(5) 参加資格における履行実績要件の有無

参加資格に履行実績を要件として設定しているかについては、表 8のとおりであった。

表 8 参加資格における履行実績要件の有無

区分	令和 2年度		令和 3年度	
	件数	構成比	件数	構成比
	件	%	件	%
履行実績 有	13	34.2	14	37.8
履行実績 無	25	65.8	23	62.2
計	38	100	37	100

履行実績を求める契約が一定数見受けられた。参加資格において必要以上に履行実績を求めることは、競争性を阻害することになると考えられるが、今回調査した限りにおいては、必要以上に履行実績を求めていると思われる契約は見受けられなかった。

(6) 提案者が 2年連続して同一の 1者のみであった契約及び講じた改善策

同一の件名で令和 2年度と令和 3年度のいずれにおいても提案者が同一の 1者のみであった契約は 7件であった。これらについては、令和 4年度に実施した企画競争において、競争性を発揮させるために何らかの改善策が講じられていた。なお、講じた改善策及びその結果のうち、主なものは以下のとおりであった。

ア 企画競争部分と一般競争部分に契約を分割したところ、企画競争部分の提案者数は 2者となった。

イ 他の委託業務と比較して低廉であった契約上限額を見直したところ、提案者数は 2者となった。

ウ 別の事業者でも受託しやすいよう、データの引継ぎについて仕様を変更したが、提案者は同一の 1者で変わらなかった。

改善策が講じられた結果、提案者数が増加した契約がある一方で、提案者が同一の 1者で効果が見られない契約もあることから、引き続き、競争性が発揮

されるよう努めることが望ましい。

3 指摘

以下の指摘については、今後の事務執行にあたり、該当する事項の是正及び再発防止策を実施し必要な措置を講じられたい。また、措置を講じた場合は、当該措置の内容を通知されたい。

(1) 公告時の契約上限額の超過について（契約事務）

名古屋市企画競争実施ガイドライン運用手引によると、契約候補者の選定後、契約候補者と契約締結に向けた手続を行うが、実施説明書等においてあらかじめ示した事項は変更することができないとされている。

名古屋市成年後見あんしんセンター運営事業委託契約について調査したところ、企画競争の公告時に公表した契約上限額を超過した金額で、契約候補者と契約を締結していた。なお、提案者数は 1 者であった。

健康福祉局地域ケア推進課に経緯を確認したところ、契約を締結するにあたり公告時に公表した契約上限額の記載誤りに気付いたため、本来公表すべきであった契約上限額を契約候補者に伝えたところ、その契約上限額の範囲内の見積書が提出され、契約を締結したとのことであった。

本来であれば、再度公告を行って企画競争をやり直すべきところ、提案者数が 1 者であったこと等もあり企画競争をやり直していないものと思われるが、契約の公正性及び透明性という観点からは不適切であると考えられる。

健康福祉局地域ケア推進課においては、ガイドラインに沿った契約事務を行われたい。
(健康福祉局地域ケア推進課)

第6 意見

改正後の企画競争実施ガイドラインの遵守について

企画競争による契約は、高度な知識や専門的な技術を有する民間事業者からの提案を受けることで、優れた成果が期待できることから、近年、社会情勢の変化や行政ニーズの多様化等に伴い、増加してきている。令和 3年度の契約件数は、令和 2年度と比較して73件増加し 293件となっている。しかしながら、企画競争の提案者数が 1者のみとなった契約も増加しており、競争性が確保されているか懸念されるところである。

さらに、今回抽出した契約の中には、事業者の履行能力を重視してプロポーザル方式による企画競争を採用しているものの、所管局において詳細な仕様を定めており、一般競争入札等によることも可能ではないかと思われる契約が見受けられた。

こうした状況の中、令和 4年 9月にガイドラインが改正され、契約方式の選定にあたっては、一般競争入札を優先して検討することとされ、価格のみに基づく一般競争入札により難しい場合は総合評価落札方式^(注)を選定することが明記された。更にこれにより難しい場合に限り企画競争を実施できることとされ、その場合においても、「本市において仕様を定めることが困難であるとき」等の要件が追加されるなど、より厳格な運用が求められることとなった。また、原則として価格点を設定するものとされ、価格による競争性の発揮が求められている。

各局室区においては、一般競争入札による契約が原則であることを念頭に置きつつ、企画競争を採用する場合は、公正性、透明性及び競争性を確保するため、改正後のガイドラインを職員一人ひとりが理解して遵守することで、より適正な契約事務を行われたい。

(注) 総合評価落札方式

一般競争入札のうち、契約の性質又は目的から価格のみにより落札者を決定し難いときに、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式をいう。